

(別紙2)

起業支援金の支給について

1 起業支援金の支給要件

執行団体は、(1)に定める要件を満たし、(2)に定める要件を満たす事業の起業を行う者に対して、起業に要した(3)に定める経費の1/2に相当する額を、起業支援金として支給する。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 令和6年4月1日以降、本補助事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立（以下「起業」という。）を行い、その代表者となる者であること。

なお、令和6年4月1日より前に既に設立されている法人、あるいは開業届出がなされている個人事業主は対象外であるが、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等の設立、あるいは新たに個人として開業届出を行う者は対象となる。

- ② 中小企業者以外の者（以下、「大企業」という。）から、次に掲げる出資又は役員を受け入れていない者であること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上

- ③ 岩手県内に居住していること、又は、本事業の補助事業期間完了日までに岩手県内に居住することを予定していること。
- ④ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を岩手県内で行う者であること。
- ⑤ 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。
- ⑥ 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- ⑦ 国又は地方公共団体から起業・創業に関する補助金の交付を受けていないこと。
- ⑧ その他、起業支援金を支給することについて、知事が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

(2) 対象事業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 岩手県内で実施する地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連又はSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業等の分野で、かつ、次に掲げる事項の全てに該当する事業をいう。

ア 地域社会が抱える課題の解決に資すること

イ 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること

ウ 地域の課題に対して、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと

エ 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジ

タル技術を活用していること

- ② 公序良俗に反する事業や公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条において規定する風俗営業等）でないこと。

(3) 対象経費等

起業者が起業に要する次に掲げる経費

社会的事業の起業を行う場合に要する次に掲げる経費

- (1) 直接人件費
- (2) 店舗・事務所等賃借料
- (3) 設備費
- (4) 原材料費
- (5) 賃借料
- (6) 知的財産権等関連経費
- (7) 謝金
- (8) 旅費
- (9) 外注費
- (10) 委託費
- (11) マーケティング調査費
- (12) 広報費

2 起業支援金の上限額

2,000 千円

3 採択基準

執行団体が設置する外部有識者を含む審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択する。

- ① 事業の社会性（1(2)①ア）
- ② 事業の事業性（1(2)①イ）
- ③ 事業の必要性（1(2)①ウ）
- ④ デジタル技術を活用する事業であること
- ⑤ 事業の新規性・独自性
- ⑥ 事業の継続性・成長性
- ⑦ 事業の実現性・計画性
- ⑧ 経営者としての資質

4 予算額と採択予定件数

予算額：39,000 千円（※支援金執行業務及び伴走支援業務に係る経費を含む）

採択予定件数：15 件程度